

書式も横断的な理解を。知識の総整理に最適な講座。

海老澤プレミアム 2ND インプット講座

<直前>書式横断整理編

全4回

開講

4/4 (火)
東京本校 LIVE



通信部: **5/4 (木)**
(WEB) 配信開始



通信部: **5/2 (火)**
(DVD) 発送開始

形態

インプット
記述式対策

科目

不動産登記
商業登記

回数

全4回
不動産登記2回
商業登記2回

講義

1回あたり3時間

教材

辰巳オリジナル書式集
本講座オリジナルレジュメ
※六法 (各自ご用意下さい)

講師

司法書士
海老澤 毅 専任講師

対象者

- 短期間で効率的に書式の整理をしたい方
- 記述式対策を万全にしたい方
- あいまいな知識をしっかり固めたい方

4月

5月

記述式横断整理編

辰巳各本校の通学部にも複数の日程がございます。
日程等の詳細は別冊 P.12 をご覧ください。

● 書式も横断的に整理をして穴を無くす

2NDインプット講座では、択一式を横断整理する「全科目横断整理編」、解法だけでは身につかないセンスを磨く「記述センス体得編」があります。本講座は、それに連なる「書式横断整理編」です。記述式で問われる論点をテーマで絞り、横断的な理解を目指します。

全4回・計12時間とコンパクトな講座ですが、直前期に絶対に押さえておきたい論点や受験生が苦手としやすい論点のみに凝縮して講義をします。深い知識があり、合格者を長年輩出し続けている海老澤講師だからこそできる、中上級者が知識を整理するのに最適な講座です。

丸暗記に頼っている方は、知識が抜け落ちるのも早くはありませんか。きちんと理解重視でインプットをし、穴を失くしましょう。

● 当講座で扱うテーマの一例

以下に横断整理するテーマの一例を挙げます。1回の講義で複数のテーマを扱います。また、扱ったテーマのみではなく、関連する他の周辺知識もまとめて講義をいたします。

◆ 不動産登記

登記の目的と原因を中心に整理します。

◆ 商業登記

添付情報で知識を整理していきます。

ex.1 本人確認証明書が必要な場合

ex.2 定款の添付が必要な場合 など

● 受講料 (税込)

*お申込みに講座コードが必要となります。
別冊 P.12 にてご確認の上お申し込みください。

2NDインプット講座 <直前>書式横断整理編	通学部 (LIVE・ピアノ)		通信部 (DVD)		通信部 (WEB)	
	辰巳価格	代理店価格	辰巳価格	代理店価格	辰巳価格	代理店価格
通常申込	¥16,700	¥15,865	¥19,200	¥18,240	¥17,600	※注1
講座受講者割引(※注2)	¥13,400		¥15,400		¥14,100	

- ※注1 通信部WEBスクールにつきましては、生協等の代理店でのお申込みはできません。
辰巳法律研究所に直接お申し込みください。
通常の申込方法のほか、辰巳WEBスクール(辰巳HP上)のページからのお申込みも可能です。
- ※注2 講座受講者割引は、以下の講座をお申込みの方が対象です。
窓口申込みの場合は会員証の提示、郵送申し込みの場合は会員登録の明記をお願いいたします。
- ・(2017年向け) 2NDインプット講座 全科目横断整理編 全科目一括
 - ・(2017年向け) 2NDインプット講座 記述センス体得編
 - ・(2017年向け) 1年合格コース

★本講座の申込方法…詳細は本誌 P.41 をご確認ください。

辰巳 大学 提携 BANK 引当 教育 E WEB E
窓口 生協 書店 郵便振替 銀行振込 代金引換 ローンをローン スクール ショップ

※各種割引については大学生生協・提携書店ではお取り扱いしておりません。
▲教育ローン・Eローンは購入合計金額3万円以上でご利用いただけます。

● オリジナル書式集を配付

<p>第16回 所有権移転 通知による相続・遺贈分劃方法の指定</p> <p>中上級者が押さえるべき記述の論点を無駄なく効率よく押さえることができるように編集しています。</p>	<p>第16回 所有権移転 通知による相続・遺贈分劃方法の指定</p> <p>第16回 小問(1) <所有権移転(遺贈による相続・遺贈分劃方法の指定)></p> <p>登記の目的 所有権移転 期 日 平成29年6月28日届報 抽 取 人 (被相続人) A) B) 添 付 書 面 登記用証明情報、住所証明情報 (Bの住居事項等写)、 代筆権限証明情報 (Bの委任状) 課 税 金 額 金1,000万円 登録免許税 金4万円</p> <p>小問(2) <所有権移転(遺贈による相続・遺贈分劃方法の指定)></p> <p>登記の目的 所有権移転 期 日 平成29年6月28日届報 抽 取 人 (被相続人) A) B) 添 付 書 面 登記用証明情報、住所証明情報 (B及びCの住民票の写し等)、 代筆権限証明情報 (B及びCの委任状) 課 税 金 額 金1,000万円 登録免許税 金4万円</p> <p>【解説】 ① 相続による所有権移転(遺贈)の場合、被相続人の住所に規定されている住所と遺産分劃協議書の記載する住所は異なる。これにより、B及びCの住民票の写し等が必要となる。B及びCの住所が異なる場合は、B及びCの住民票の写し等が必要となる。また、B及びCの住所が異なる場合は、B及びCの住民票の写し等が必要となる。また、B及びCの住所が異なる場合は、B及びCの住民票の写し等が必要となる。</p> <p>関連する択一の肢も掲載。同時に択一知識のチェックができ、大変効率のいい学習が可能です。</p>
辰巳法律研究所	辰巳法律研究所